

貴金属受渡細則の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる地金であって商号又は商標及び品位が刻印されたものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">金 1,000 グラムパー純度 99.99 パーセント以上の金であって、次に定めるものとする。</p> <p>(i) (現行どおり)</p> <p>(ii) 次に掲げる商標の金地金</p> <p style="padding-left: 2em;">JOHNSON MATTHEY(LONDON、AUSTRALIA、CANADA、SALT LAKE CITY、HONG KONG)、ENGELHARD、SWISS BANK、ARGOR S.A.、ARGORHERAEUS S.A.、CREDIT SUISSE、DEGUSSA、UNION BANK OF SWITZERLAND、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、METALOR U.S.A.、RAND REFINERY、GOLDEN WEST REFINING、LG METALS、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON)、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、LG-NIKKO、AGR、VALCAMBI S.A.、METALOR、<u>LS-NIKKO</u></p> <p style="text-align: center;">~ (現行どおり)</p> <p>(指定業者の貴金属地金の引渡等)</p> <p>第12条 第5条第9項の規定により本所の指定した者が直接指定倉庫業者に引渡すことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約(以下「コンサイメント契約等」という。)を締結している者で、かつ、理事会で指定した者が当該指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合</p>	<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる地金であって商号又は商標及び品位が刻印されたものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">金 1,000 グラムパー純度 99.99 パーセント以上の金であって、次に定めるものとする。</p> <p>(i) (省 略)</p> <p>(ii) 次に掲げる商標の金地金</p> <p style="padding-left: 2em;">JOHNSON MATTHEY(LONDON、AUSTRALIA、CANADA、SALT LAKE CITY、HONG KONG)、ENGELHARD、SWISS BANK、ARGOR S.A.、ARGORHERAEUS S.A.、CREDIT SUISSE、DEGUSSA、UNION BANK OF SWITZERLAND、ROYAL CANADIAN MINT、PAMP、PERTH MINT、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、METALOR U.S.A.、RAND REFINERY、GOLDEN WEST REFINING、LG METALS、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON)、NAVOI MINING AND METALLURGICAL COMPLEX、UBS AG、LG-NIKKO、AGR、VALCAMBI S.A. METALOR</p> <p style="text-align: center;">~ (省 略)</p> <p>(指定業者の貴金属地金の引渡等)</p> <p>第12条 第5条第9項の規定により本所の指定した者が直接指定倉庫業者に引渡すことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約(以下「コンサイメント契約等」という。)を締結している者で、かつ、理事会で指定した者が当該指定ブランドの製造元から第三者の手を経ることなく直接入手した貴金属地金を渡す場合</p>

本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結している者

(f) 金

三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、エンゲルハードメタルズジャパン株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、Standard Bank Plc

(f)~(g) (現行どおり)

(現行どおり)

2 (現行どおり)

附則

平成 20 年 5 月 14 日開催の理事会において議決された第 2 条(受渡供用品)第 1 号 (f)の変更規定は、平成 20 年 5 月 14 日から施行し、平成 20 年 6 月限以降の限月の受渡し(同年 5 月中における 6 月限の早受渡しを除く。)から適用する。

2 平成 20 年 5 月 14 日の理事会において議決された第 12 条(指定業者の貴金属地金の引渡等)第 1 項第 2 号 (イ)の変更規定は、平成 20 年 5 月 14 日から適用する。

本所の指定ブランドのコンサイメント契約又はこれに類する契約を締結している者

(f) 金

三菱マテリアル株式会社、住友金属鉱山株式会社、DOWAメタルマイン株式会社、古河メタルリソース株式会社、中外鉱業株式会社、日鉄鉱業株式会社、住友商事株式会社、双日株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社、三井物産株式会社、エンゲルハードメタルズジャパン株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社

(f)~(g) (省 略)

(省 略)

2 (省 略)

(新 設)